

No. 168 (2022/2)

コムスケ3事件

-技術的制限手段の効果を無効化する正規の機器等に組み込まれた機能の要保護性-

弁護士 小倉秀夫

目次

1	事案の概要.....	1
2	問題の所在.....	1
3	最高裁の判断.....	2
4	解説.....	3
	(1) 最高裁判決について.....	3
	(2) 地裁判決について.....	3
	(3) 高裁判決について.....	4
	(4) 学説の状況.....	4
	(5) 考察.....	6

1 事案の概要

合同会社 DMM.com（以下「X 社」という。）は、「DMM ブックス」という名称で、電子書籍配信サービス（以下「本件電子書籍サービス」という。）を営んでいる。本件電子書籍サービスでは、漫画等の画像コンテンツは、これを暗号化処理して作成した「dmmb」という形式のファイルにして配信している。X社は、dmmb 形式のファイルを復号して画像データを端末の画面上に表示させるアプリケーションソフト「DMM 電子書籍ビューア」（以下「本件ビューア」という。）を開発し、そのウェブサイト上で公衆に提供している。

Windows 版の本件ビューアのソフトウェアのパッケージ内には、画像を表示する機能を持つ「dmmviewer.exe」の他に、サイファーテック株式会社が開発した「CypherGuard」というソフトウェア（最高裁判所の HP では、「G」という仮名処理がなされている。）が組み込まれている。その中の、cgrdc core32.dll 及び cgrdc core64.dll に、キャプチャ防止機能を持つ「CypherGuard BitBlt」が含まれている。dmmviewer.exe は、CypherGuard なくして単体では起動しないようになっており、ライセンス発行も受けることができず、コンテンツの視聴もできないように作られている。

CypherGuard BitBlt が画面キャプチャを防止する仕組みは、概ね下記の通りである。

32bit 版の WindowsOS においては、「gdi32.dll」というライブラリが実行ファイルと動的にリンクすることで、モニター等のデバイスの制御を行っている。「bitblt」とは、gdi32.dll の機能のうち、画面表示等に用いられるビットマップデータをメモリ間で転送するものをいう。そして、複数のソフトウェアでビットマップデータを共用するために、32bit 版の WindowsOS には、「gdi32.dll BitBlt API」という API が組み込まれている。32bit 版の WindowsOS 用のキャプチャソフトは、この API を利用して、指定画面の表示データを電子ファイルとして保存したり、プリンター等のデバイスにこれを転送して印刷したりできるようにしている。

CypherGuard は、「gdi32.dll BitBlt API」の先頭の 5 バイト分を書き換えることにより、その後の「gdi32.dll BitBlt API」を読み込まずに、「gdi32.dll BitBlt API」ではなく、サイファーテック株式会社が用意した「CypherGuard BitBlt API」を呼び出すようにすることで、「gdi32.dll BitBlt API」を介したキャプチャの防止を実現している。

株式会社インターナルが開発・販売していた「コミスケ 3」（最高裁判所の HP では、「Y3」という仮名処理がなされている。）は、gdi32.dll を別名でコピーした上、「CypherGuard BitBlt API」の先頭 10 バイトを上書きし、結局、「gdi32.dll BitBlt API」と同じ処理をするようにさせて（すなわち、ビットマップデータを複数のプログラムで共用できるようにして）キャプチャを可能とするものである。

株式会社インターナルの代表取締役であった Y1、同社のプログラマーであった Y2、同社のプログラムソフト販売責任者であった Y3 が、コミスケ 3 をアップロードしてこれを提供したことが、不正競争防止法第 21 条 2 項 4 号（当時）違反となるのかが争われた。

2 問題の所在

上記アップロード行為がなされた当時の不正競争防止法においては、「不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第 2 条第 1 項第 10 号又は第 11 号に掲げる不正競争を行った者」について、「5 年以下の懲役若しくは 500 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とされていた（第 21 条 2 項 4 号。なお、同法第 2 条第 1 項第 10 号及び第 11 号が同項第 17 号及び第 18 号に繰り下がったのに伴い、現在の第 21 条 2 項 4 号は、「不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第 2 条第 1 項第 17 号又は第 18

号に掲げる不正競争を行った者」となっている。)

全9ページ。サンプルにつき以下略。